

# 千葉県技術・家庭教育センター指定要綱

## 1 目的

この要綱は、千葉県における技術・家庭科教育の推進及び技術・家庭科担当教員の資質向上を図ることを目的とする。

## 2 名称

この要綱の目的を達成するために設置する施設を「千葉県技術・家庭教育センター」と称する。

## 3 事業内容

千葉県技術・家庭教育センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 技術・家庭教育担当教員（以下「担当教員」という。）の伝達研修会・実技研修会の開催に関すること。
- (2) 備品の貸し出しに関すること。
- (3) 技術・家庭科教育の啓発（資料提供、センターだよりの発行等）に関すること。
- (4) 技術・家庭教育センター運営委員会及び実技研修運営委員会の開催に関すること。
- (5) 県技術教育センター主任会及び連絡協議会への参加に関すること。

## 4 指定条件

千葉県技術・家庭教育センターは、千葉市内に1か所とし、次に掲げる条件を満たす施設に指定するものとする。

- (1) 技術・家庭科の施設・設備が充実しており、かつ教職員の組織や交通等の諸条件が適切である中学校とする。
- (2) 千葉県教育委員会が適切であると認める中学校とする。

## 5 組織

千葉県技術・家庭教育センターに次の役員・委員等を置くものとする。

- (1) 運営委員長（千葉県教育委員会学校教育部長）
- (2) 運営副委員長（千葉県教育委員会学校教育部教育指導課長）
- (3) センター長（千葉県技術・家庭教育センターに指定された中学校の校長）
- (4) 顧問（技術・家庭科教育に関し、識見ある指導者）
- (5) センター主任（千葉県技術・家庭教育センターの事業を企画運営する担当教員）
- (6) 運営委員（千葉県技術・家庭教育センターの運営を補佐できる担当教員）
- (7) 担当指導主事（千葉県教育委員会学校教育部教育指導課 技術・家庭科担当指導主事）

## 6 附則

この要綱は、平成7年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月2日より施行する。